日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」ホームページ広告掲載要領

（趣旨）

第１条　この要領は、甲信縄文文化発信・活性化協議会が運営する日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」（以下「星降る」という。）公式ホームページの広告枠の貸付け及び広告枠への広告の掲載を適正に行うため、「星降る」ホームページ広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広告枠の貸付け及び広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（広告枠の数）

第２条　要綱第３条の広告枠の位置は、次に掲げるとおりにする。

　（１）「星降る」ホームページトップページの下部

（貸付料を還付しないとき）

第３条 要綱第５条第３項の別に定めるときは、次に掲げるときとする。

（１） 天災、事変その他非常事態が発生したとき

（２）その他公益上やむを得ないとき

（広告の規格及び禁止表示）

第４条　要綱第７条第２項の広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

　（１）大きさは、縦（１６０）ピクセル×横（４００）ピクセルとする。

　（２）形式はPNG又はJPEGとする。

　（３）点滅、切り替わりなどの動きのあるものは使用しない。

　（４）文字色と背景色のコントラストを十分に取り、文字が見やすくなるよう配慮する。

　（５）文字、イラスト等の解像度は適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮する。

　（６）画像のALT属性テキストは、「広告：会社名」とする。

２　要綱第６条第２項の広告の禁止表示は、次に掲げるものとする。

　（１）閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがある表示（「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど）

（２）実際には機能しない表示（入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど）

（３）閲覧者が「星降る」に関する情報と錯誤するおそれがある表示（「日本遺産情報」等の表示、「星降る」ロゴマーク画像の使用など）

　（４）その他広告の表示として適当でないと協議会が認めるもの

（広告主の基準）

第５条　要綱第７条第６項の「星降る」ホームページ上に広告を掲載することが適当でない者は、次に掲げる者とする。

　（１）特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号）第３３条第１項に規定する連鎖販売業又は第５１条第１項に規定する業務提供誘引販売業を営む者

　（２）主として次に掲げる営業等を営む者。ただし、キに掲げるもののうち主として通信販売を業として営む者で、特定商取引に関する法律第３０条第１項の一般社団法人の社員であるものを除く。

　　　ア　金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第８項に規定する金融商品取引業のうち、主として同条第２０項に規定するデリバティブ取引を行うもの

　　　イ　金融商品取引法第２８条第２項に規定する第二種金融商品取引業のうち主として同法第２条第１項第１４号に掲げる有価証券又は同条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第１号及び第５号に掲げるものに限る。）について同法第２８条第２項各号に掲げる行為を行うもの

　　　ウ　金融商品取引法第２８条第２項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第４項に規定する投資運用業のうち主として同法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第５号及び第６号に掲げるものに限る。）について同法第２８条第２項各号又は同条第４項各号に掲げる行為を行うもの

　　　エ　質屋営業法（昭和２５年法律第１５８号）第１条第１項に規定する質屋営業

　　　オ　商品先物取引法（昭和２５年法律第２３９号）第２条第１７項に規定する商品取引債務引受業

　　　カ　商品先物取引法第２条第２２項第３号又は第４号に規定する商品先物取引業

　　　キ　特定商取引に関する法律第２条第１項に規定する訪問販売、同条第２項に規定する通信販売又は同条第３項に規定する電話勧誘販売

　　　ク　特定商取引に関する法律第５８条の４に規定する訪問購入

　　　ケ　賃金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項に規定する賃金業

　　　コ　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成３年法律第６６号）第２条第３項に規定する商品投資顧問業

　　　サ　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成１８年法律第６０号）第２条第２項に規定する探偵業

　（３）法律に定めのない医療類似行為を行う者

　（４）社会的な問題を起こしている者

（広告等の内容の基準）

第６条　要綱第８条第１項第１７号の「星降る」ホームページ上に掲載することが適当でない広告等の内容は、次に掲げるものに係わる内容とする。

　（１）協議会が広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、もしくは保証していると思わせるもの

　（２）協議会の品位を損なうもの

　（３）世論が大きく分かれている事項に関するもの

　（４）国際関係を悪化させるおそれのあるもの

　（５）詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるものに関するもの

　（６）著しく射幸心をあおるもの

　（７）非科学的なもの又は迷信に類するものであって、閲覧者を惑わせ、又は不安にさせるおそれのあるもの

　（８）暴力団もしくは暴力団の構成員を賞揚し、もしくは鼓舞し、または暴力団を排除する活動に意義を唱えるもの

　（９）鉄砲刀剣類その他の危険物に関するもの

　（１０）人の行方の捜索に関するもの

　（１１）結婚相談又は養子縁組に関するもの

　（１２）通貨又は郵便切手を複写して使用しているもの

　（１３）割賦販売法（昭和３６年法律第１５９号）第１１条に規定する前払割賦販売その他これに類するものに関するもの（経済産業大臣の許可を受けた者に係るものを除く。）

　（１４）特定商取引に関する法律第３３条第１項に規定する連鎖販売取引もしくは同法第５１条第１項に規定する業務提供誘引販売取引又はこれらに類する取引に関するもの

　（１５）郵便私書籍、転送サービスなどに関するもの

（広告から直接リンクするページの内容の基準）

第７条　要綱第８条第２項の「星降る」ホームページ上から直接リンクすることが適当でない広告から直接リンクするページの内容は、第５条第２号に掲げる営業等（特定商取引に関する法律第３０条第１項の一般社団法人の社員である者が業として営む同法第２条第２項に規定する通信販売を除く。）に係る内容とする。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、広告枠の貸付け及び広告の掲載に必要な事項は、協議会が定める。

附則

　この要綱は、令和２年７月１７日から施行する。